

各位

北見市 農林水産部 農政課

経営継承・発展等支援事業について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より市の農政の推進にあたりまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業後継者を対象とした助成事業を行うにあたり、市が希望者の経営発展計画の受付、取りまとめ等を実施しますので、助成を希望される場合は、下記および国の手引き等を参照のうえ、申請されますようお知らせいたします。

記

1. 事業内容 下記に概要を記載しています。

2. 留意事項

- ① 国が定める採択ポイントにより、全国でポイント合計の高い順に採択されます。
- ② すでに実施した事業は対象となりません。国の採択決定後に事業を実施し、R5.2.10までに完了する必要があります。
- ③ 成果目標を設定していただき、事業完了後も達成状況の報告が必要となります。
- ④ 本事業は、現段階では市の予算が成立していないため、その成立が前提となり行われるものです。

3. 申請書受付期間 7月1日（金）～7月15日（金）

4. 提出・問合せ先 市役所 農政課農政係（田代・川崎）

電話：0157-25-1142 FAX：0157-25-1181 Mail：nosei@city.kitami.lg.jp

〈補助対象となる方〉公募要領 第2（1～3ページ）

① R3年1月1日以降で、中心経営体等の先代事業者から経営移譲を受けていること ※生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないことも条件となります。
② 税務申告書を継承者の名義で行っていること
③ 青色申告者であること
④ 家族経営協定書を書面で締結していること
⑤ 地域農業の維持・発展に貢献する強い意志を有していること
⑥ 移譲前に農業経営を行っていないこと

※今年度、国の補助金等を受領する予定の方は、重複して補助を受けることは出来ません。

〈補助の内容〉

国が定める経営発展計画を策定し、発展に資する下記の取組に要する経費に対し、助成額 100 万円が上限です。

① 法人化	⑧ 外部研修の受講
② 新たな品種・部門の導入	⑨ 販路開拓
③ 認証の取得（GAP 等）	⑩ 新商品開発
④ データ活用経営	⑪ 省力化・業務の効率化
⑤ 就業規則の策定	⑫ 規格等の改善
⑥ 経営管理の高度化	⑬ 防災・減災の導入
⑦ 就業環境の改善	

※複数の取組を行うことにより採択ポイントが高くなります。

〈その他〉

地域農業の維持・発展に貢献する取組を行うこと

地域貢献に関する特徴的な取組を行うこと（国が例示） 採択ポイントが高くなります。

〈必要書類〉

1. 様式 1 号 取組承認申請書
2. 様式 2 号 経営発展計画
3. 様式 1 2 号 チェックリスト
4. 添付書類

〈個人経営の方〉

- ・申請者の開業届出書（写し）
 - ・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表（写し）
 - ・継承時点の所得税青色申告決算書（写し）
 - ・所得税の青色申告承認申請書（写し）
 - ・家族経営協定（写し）
- } 先代事業者分

〈法人経営の方〉

- ・履歴事項全部証明書（写し）
- ・定款又は組織及び運営についての規約（写し）
- ・継承時点の法人税確定申告書別表一と損益計算書（写し） 申請者分
 - ※まだ確定申告されていない方 先代事業者分
 - ※継承とともに法人化した方 先代事業者分
- ・法人税の青色申告承認申請書または青色申告決算書（写し）

取り組みに関わる見積書や資料等（金額の概算がわかるもの）